

野木町土砂等の埋立て等による土壌の汚染の防止に関する条例施行規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、野木町土砂等の埋立て等による土壌の汚染の防止に関する条例（令和7年野木町条例第5号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(条例第2条第1号の規則で定める堆積)

**第2条** 条例第2条第1号の規則で定める堆積は、次に掲げるものとする。

- (1) 土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第16条第1項に規定する汚染土壌を同法第17条に規定する運搬に関する基準に従い保管する場合における当該汚染土壌の堆積
- (2) 汚染された土砂等処理し、又は積替えのために一時的に保管する施設で町長が指定するものにおいて行う土砂等の堆積

2 前項第2号の規定による指定は、告示してしなければならない。

(安全基準)

**第3条** 条例第7条第1項の安全基準は、別表の項目の欄に掲げる項目に応じ、当該基準値の欄に定めるとおりとする。

(小規模特定事業の届出)

**第4条** 条例第8条の規定による届出をしようとする者は、小規模特定事業届（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、町長に提出しなければならない。

- (1) 届出者の住民票の写し又は個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。）の写し（法人にあっては、登記事項証明書）
- (2) 小規模特定事業場の位置図及び付近の見取図
- (3) 小規模特定事業場の平面図及び断面図（小規模特定事業の施工の前後の構造が確認できるものに限る。）
- (4) 小規模特定事業場の土地の登記事項証明書及び公図の写し
- (5) 小規模特定事業に使用される土砂等の予定量の計算書
- (6) 小規模特定事業場の周辺地域の生活環境の保全のために必要な措置に関する計画書（別記様式第2号）
- (7) 小規模特定事業が法令等に基づく許認可等を必要とする場合にあっては、当該許認可等を

受けていることを証する書面又は当該許認可等の申請の状況を明らかにした書面

(8) その他町長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、条例第8条の届出をしようとする小規模特定事業が他の場所への搬出を目的として土砂等の堆積を行う小規模特定事業（以下「小規模一時堆積事業」という。）である場合にあっては、当該届出をしようとする者は、小規模特定事業（小規模一時堆積事業）届（別記様式第3号）に次に掲げる書類を添付して、町長に提出しなければならない。

(1) 前項第1号、第2号、第4号、第6号及び第7号に掲げる書類

(2) 小規模特定事業場の平面図及び断面図（土砂等の堆積が最大となった場合の当該堆積の構造が確認できるものに限る。）

(3) その他町長が必要と認める書類

（公共的団体の範囲）

**第5条** 条例第8条第1号の規則で定める公共的団体は、次に掲げる者とする。

(1) 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構、独立行政法人都市再生機構、日本下水道事業団、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、東日本高速道路株式会社、国立研究開発法人森林研究・整備機構、独立行政法人水資源機構、独立行政法人労働者健康安全機構及び独立行政法人中小企業基盤整備機構

(2) 地方住宅供給公社法（昭和40年法律第124号）に基づき設立された地方住宅供給公社

(3) 地方道路公社法（昭和45年法律第82号）に基づき設立された地方道路公社

(4) 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）第10条第1項の規定により設立された土地開発公社

(5) 土地改良法（昭和24年法律第195号）第10条第1項の規定により認可された土地改良区及び同法第77条第2項の規定により認可された土地改良区連合

(6) 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第14条第1項の規定により認可された土地区画整理組合

(7) 地方公共団体がその資本金、基本金その他これらに準ずるものを出資している法人であって、土壌の汚染の防止に関し、地方公共団体と同等以上の審査能力があるものとして町長の認定を受けた者

2 前項第7号の規定による町長の認定を受けようとする者は、公共的団体認定申請書（別記様式第4号）を町長に提出しなければならない。

（条例第8条第6号の規則で定める小規模特定事業）

**第6条** 条例第8条第6号の規則で定める小規模特定事業は、次に掲げるものとする。

- (1) 植樹の用に供する目的で行う小規模特定事業
- (2) 運動場、駐車場その他の施設の本来の機能を保全する目的で行う小規模特定事業
- (3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づく許可を受けた一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設において行う小規模特定事業  
(変更の届出)

**第7条** 条例第9条第1項の規定による届出をしようとする者は、小規模特定事業変更届（別記様式第5号）に第4条第1項各号及び第2項各号に掲げる書類のうち変更に係る書類を添付して、町長に提出しなければならない。

2 条例第9条第1項の規則で定める軽微な変更は、届出者の氏名及び住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）、小規模特定事業に使用される土砂等の量（土砂等の堆積の構造の変更を伴わないものに限る。）又は採取場所若しくは搬入計画又は現場管理責任者の変更とする。

3 条例第9条第2項の規定による届出は、小規模特定事業軽微変更届（別記様式第6号）を提出して行わなければならない。  
(土砂等の搬入の届出)

**第8条** 条例第8条の規定による届出は、土砂等の量が5,000立方メートルまでごとに、土砂等搬入届（別記様式第7号）を提出して行わなければならない。

2 条例第8条の当該土砂等が当該採取場所から採取された土砂等であることを証するために必要な書面で規則で定めるものは、当該土砂等の採取場所の責任者が発行した土砂等発生元証明書（別記様式第8号）とする。

3 条例第8条の当該土砂等が安全基準に適合しているかどうかを確認するために必要な書面で規則で定めるものは、搬入しようとする土砂等に係る地質分析の試料とした土砂等を採取した地点の位置図及び現場写真並びに検査試料採取調書（別記様式第9号）及び計量証明書（計量法（平成4年法律第51号）第110条の2第1項の規定による証明書をいう。以下同じ。）とする。

4 前項の搬入しようとする土砂等に係る計量証明書を作成するために行う当該土砂等の地質分析は、それぞれ別表に掲げる項目ごとに、同表に掲げる測定方法により行われなければならない。

5 条例第8条第2号の当該採取場から採取された土砂等であることを証するために必要な書面で規則で定めるものは、当該土砂等に係る売渡証明書その他の当該土砂等を譲渡したことを証する書面とする。

(土砂等管理台帳等)

**第9条** 条例第11条第1項の土砂等管理台帳には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 小規模特定事業の届出者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
- (2) 小規模特定事業届出年月日
- (3) 小規模特定事業場の位置及び小規模特定事業区域の面積
- (4) 現場管理責任者の氏名
- (5) 小規模特定事業に使用される土砂等の量（小規模特定事業が小規模一時堆積事業である場合にあっては、当該小規模特定事業に使用される土砂等の年間の搬入予定量及び搬出予定量）
- (6) 小規模特定事業の期間
- (7) 小規模特定事業に使用される土砂等の採取場所及び当該採取場所の事業者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
- (8) 小規模特定事業に使用される土砂等の採取場所に係る工事等の内容及び当該工事等の責任者の氏名
- (9) 小規模特定事業区域に搬入された土砂等の1日当たりの量
- (10) 小規模特定事業区域から搬出された土砂等の1日当たりの量及び搬出先ごとの内訳（小規模一時堆積事業に係るものに限る。）

2 前項の土砂等管理台帳の様式は、次の各号に掲げる小規模特定事業の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- (1) 次号に掲げる小規模特定事業以外の小規模特定事業 土砂等管理台帳（搬入用）（別記様式第10号）
- (2) 小規模一時堆積事業である小規模特定事業 土砂等管理台帳（搬入用）（別記様式第10号）及び土砂等管理台帳（搬出用）（別記様式第11号）

3 条例第11条第2項の規定による報告は、小規模特定事業を開始した日から6月ごとに当該6月を経過した日から2週間以内（小規模特定事業を完了したときは、条例第17条第1項の規定による届出の時）に、小規模特定事業状況報告書（別記様式第12号）を提出して行わなければならない。

4 小規模特定事業が小規模一時堆積事業である場合にあっては、条例第11条第2項の規定による報告は、前項の規定にかかわらず、小規模特定事業を開始した日から3月ごとに当該3月を経過した日から2週間以内（小規模特定事業を完了したときは、条例第17条第1項の規定による届出の時）に、小規模特定事業（小規模一時堆積事業）状況報告書（別記様式第13号）を提出して行

わなければならない。

(水質検査)

**第10条** 条例第12条第1項の規定による水質検査は、小規模特定事業を開始した日から6月ごとに試料を採取し、別表に掲げる項目並びに水素イオン濃度及び浮遊物質量について、環境大臣が定める排水基準に係る検定方法（昭和49年環境庁告示第64号。以下「昭和49年告示」という。）に定める測定方法により行わなければならない。

2 小規模特定事業が小規模一時堆積事業である場合にあつては、条例第12条第1項の規定による水質検査は、前項の規定にかかわらず、小規模特定事業を開始した日から3月ごとに試料を採取し、前項に定める測定方法により行わなければならない。

3 条例第17条第2項の規定による水質検査は、町長の指定する職員の立会いの上、町長が指定する期日に試料を採取し、第1項に定める測定方法により行わなければならない。

(地質検査)

**第11条** 条例第12条第1項の規定による地質検査は、小規模特定事業を開始した日から6月ごとに、次に掲げる方法により行わなければならない。

(1) 地質検査のための試料とする土砂等の採取は、小規模特定事業区域の中央地点及び当該中央地点を交点に直角に交わる2直線上の当該中央地点から5メートルから10メートルまでの4地点（当該地点がない場合にあつては、中央地点を交点に直角に交わる2直線上の当該中央地点と当該区域の境界との中間の4地点）の土壌について行うこと。

(2) 前号の規定により採取する土砂等は、それぞれの採取地点において等量とし、採取後混合し、1試料とすること。

(3) 地質検査は、前号の規定により作成された試料について、別表に掲げる項目ごとに、同表に掲げる測定方法により行うこと。

2 小規模特定事業が小規模一時堆積事業である場合にあつては、条例第12条第1項の規定による地質検査は、前項の規定にかかわらず、小規模特定事業を開始した日から3月ごとに、前項各号に掲げる方法により行わなければならない。

3 条例第17条第2項の規定による地質検査は、町長の指定する職員の立会いの上、町長が指定する期日に、第1項各号に掲げる方法により行わなければならない。

(水質検査等の報告)

**第12条** 条例第12条第1項及び第17条第2項の規定による報告は、次の表の左欄に掲げる検査の区分に応じ、同表の中欄に掲げる時期に、それぞれ小規模特定事業水質検査等報告書（別記様式第

14号) に同表の右欄に掲げる書類を添付して行わなければならない。

検査	提出時期	添付書類
1 第10条第1項の水質検査	小規模特定事業を開始した日から6月ごとに当該6月を経過した日から2週間以内	当該検査に使用した排水を採取した地点の位置図及び現場写真並びに第10条第1項の規定により採取した試料の検査試料採取調書及び計量証明書
2 第10条第2項の水質検査	小規模特定事業を開始した日から3月ごとに当該3月を経過した日から2週間以内	当該検査に使用した排水を採取した地点の位置図及び現場写真並びに第10条第2項の規定により採取した試料の検査試料採取調書及び計量証明書
3 第10条第3項の水質検査	野木町長が別に指定する日	当該検査に使用した排水を採取した地点の位置図及び現場写真並びに第10条第3項の規定により採取した試料の検査試料採取調書及び計量証明書
4 第11条第1項の地質検査	小規模特定事業を開始した日から6月ごとに当該6月を経過した日から2週間以内	当該検査に使用した土砂等を採取した地点の位置図及び現場写真並びに第11条第1項の規定により採取した試料の検査試料採取調書及び計量証明書
5 第11条第2項の地質検査	小規模特定事業を開始した日から3月ごとに当該3月を経過した日から2週間以内	当該検査に使用した土砂等を採取した地点の位置図及び現場写真並びに第11条第2項の規定により採取した試料の検査試料採取調書及び計量証明書
6 第11条第3項の地質検査	野木町長が別に指定する日	当該検査に使用した土砂等を採取した地点の位置図及び現場写真並びに第11条第3項の規定により採取した試料の検査試料採取調書及び計量証明書

(標識)

第13条 条例第15条第1項の標識は、小規模特定事業が施工されている間、掲示しなければならない。

2 条例第15条第1項の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 小規模特定事業届出年月日
- (2) 小規模特定事業の目的
- (3) 小規模特定事業場の所在地
- (4) 小規模特定事業の届出者の氏名、住所（法人にあつては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）及び電話番号
- (5) 現場管理責任者の氏名
- (6) 小規模特定事業の期間
- (7) 小規模特定事業区域の面積
- (8) 小規模特定事業に使用される土砂等の採取場所及び搬入予定量（小規模一時堆積事業にあつては、土砂等の年間の搬入予定量及び搬出予定量）
- (9) 小規模特定事業場の見取図  
（車両への表示）

**第14条** 条例第16条の規定による車両への表示は、識別しやすい色の文字で表示するものとし、次項第1号に掲げる事項については日本工業規格Z 8305に規定する100ポイント以上の大きさの文字、同項第2号から第4号までに掲げる事項については日本工業規格Z 8305に規定する60ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて表示しなければならない。

2 条例第16条の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 小規模特定事業に係る土砂等の搬入の用に供する車両である旨
- (2) 小規模特定事業区域の所在地
- (3) 小規模特定事業の届出者の氏名（法人にあつては、名称）
- (4) 小規模特定事業区域に土砂等を搬入する者の氏名（法人にあつては、名称）  
（小規模特定事業の完了の届出）

**第15条** 条例第17条第1項の規定による届出は、小規模特定事業を完了した日から15日以内に、小規模特定事業完了届（別記様式第15号）を提出して行わなければならない。

（現場管理責任者の職務）

**第16条** 条例第21条第1項の規則で定める現場管理責任者の職務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 小規模特定事業場において、小規模特定事業に使用される土砂等の量及び当該土砂等が条例第8条の規定による届出に係るものであることを確認し、そのことについて記録すること。
- (2) 小規模特定事業に係る土壌の汚染があった場合に、その原因を調査し、及びその対策を講

じること。

(身分を示す証明書)

**第17条** 条例第22条第2項に規定する証明書は、身分証明書（別記様式第16号）とする。

(書類等の提出)

**第18条** 条例及びこの規則の規定により町長に提出すべき書類の部数は、2部とする。

### 附 則

(施行期日)

**第1条** この規則は、令和7年4月1日から施行する。

(野木町うるおいのあるまちづくり条例土砂等の埋立て等に関する規制施行規則の廃止)

**第2条** 野木町うるおいのあるまちづくり条例土砂等の埋立て等に関する規制施行規則（平成21年野木町規則第6号）は、廃止する。

(経過措置)

**第3条** この規則の規定は、この規則の施行の日以後に野木町土砂等の埋立て等による土壌の汚染の防止に関する条例（令和7年野木町条例第5号）第8条の規定により届出がされた小規模特定事業（野木町土砂等の埋立て等による土壌の汚染の防止に関する条例第2条第2号に規定する小規模特定事業をいう。）について適用し、同日前に野木町うるおいのあるまちづくり条例（平成2年野木町条例第17号）第21条の規定により許可を受けた事業（野木町うるおいのあるまちづくり条例第19条第3号に規定する事業をいう。）については、なお従前の例による。

### 別表（第3条関係）

項目	基準値	測定方法
カドミウム	検液1リットルにつき 0.003ミリグラム以下	日本産業規格K0102（以下「規格」という。）55.2、55.3又は55.4に定める方法
全シアン	検液中に検出されないこと。	規格38に定める方法（規格38.1.1及び38の備考11に定める方法を除く。）又は水質汚濁に係る環境基準について（昭和46年環境庁告示第59号。以下「昭和46年告示」という。）付表1に掲げる方法
有機燐(りん)	検液中に検出されないこと。	昭和49年告示付表1に掲げる方法又は規格31.1に定める方法のうちガスクロマトグラフ法以外のもの（メチルジメトンにあっては、昭和49年告示付表2に掲げ

		る方法)
鉛	検液 1 リットルにつき0.01 ミリグラム以下	規格54に定める方法
六価クロム	検液 1 リットルにつき0.05 ミリグラム以下	規格65.2 (規格65.2.7を除く。) に定める方法 (ただし、規格65.2.6に定める方法により塩分の濃度の高い試料を測定する場合にあっては、日本産業規格K0170-7の7のa) 又はb) に定める操作を行うものとする。)
砒(ひ)素	検液 1 リットルにつき0.01 ミリグラム以下、かつ、土砂等の埋立て等に供する場所の土地利用目的が農用地(田に限る。) である場合にあっては、試料 1 キログラムにつき15ミリグラム未満	検液中濃度に係るものにあつては規格61に定める方法、農用地に係るものにあつては農用地土壌汚染対策地域の指定要件に係る砒(ひ)素の量の検定の方法を定める省令(昭和50年総理府令第31号) 第1条第3項及び第2条に規定する方法
総水銀	検液 1 リットルにつき 0.0005ミリグラム以下	昭和46年告示付表 2 に掲げる方法
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。	昭和46年告示付表 3 及び昭和49年告示付表 3 に掲げる方法
P C B	検液中に検出されないこと。	昭和46年告示付表 4 に掲げる方法
銅	土砂等の埋立て等に供する場所の土地利用目的が農用地(田に限る。) である場合にあっては、試料 1 キログラムにつき125ミリグラム未満	農用地土壌汚染対策地域の指定要件に係る銅の量の検定の方法を定める省令(昭和47年総理府令第66号) 第1条第3項及び第2条に規定する方法
ジクロロメタ	検液 1 リットルにつき0.02	日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方

ン	ミリグラム以下	法
四塩化炭素	検液 1 リットルにつき 0.002ミリグラム以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
クロロエチレン (別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	検液 1 リットルにつき 0.002ミリグラム以下	地下水の水質汚濁に係る環境基準について(平成9年環境庁告示第10号) 付表に掲げる方法
1,2-ジクロロエタン	検液 1 リットルにつき 0.004ミリグラム以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	検液 1 リットルにつき0.1 ミリグラム以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
1,2-ジクロロエチレン	検液 1 リットルにつき0.04 ミリグラム以下	シス体にあつては日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法、トランス体にあつては日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1 リットルにつき 1 ミ リグラム以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1 リットルにつき 0.006ミリグラム以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
トリクロロエチレン	検液 1 リットルにつき0.01 ミリグラム以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
テトラクロロエチレン	検液 1 リットルにつき0.01 ミリグラム以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,3-ジクロロプロペン	検液 1 リットルにつき 0.002ミリグラム以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
チウラム	検液 1 リットルにつき 0.006ミリグラム以下	昭和46年告示付表 5 に掲げる方法
シマジン	検液 1 リットルにつき 0.003ミリグラム以下	昭和46年告示付表 6 の第 1 又は第 2 に掲げる方法

チオベンカル ブ	検液 1 リットルにつき 0.02 ミリグラム以下	昭和46年告示付表 6 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
ベンゼン	検液 1 リットルにつき 0.01 ミリグラム以下	日本産業規格 K0125 の 5. 1、5. 2 又は 5. 3. 2 に定める方法
セレン	検液 1 リットルにつき 0.01 ミリグラム以下	規格 67. 2、67. 3 又は 67. 4 に定める方法
ふっ素	検液 1 リットルにつき 0.8 ミリグラム以下	規格 34. 1 (規格 34 の備考 1 を除く。) 若しくは 34. 4 (妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあっては、蒸留試薬溶液として、水約 200m l に硫酸 10m l、りん酸 60m l 及び塩化ナトリウム 10 g を溶かした溶液とグリセリン 250m l を混合し、水を加えて 1, 000m l としたものをを用い、日本産業規格 K0170-6 の 6 図 2 注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。) に定める方法又は規格 34. 1. 1 c) (注(2) 第 3 文及び規格 34 の備考 1 を除く。) に定める方法 (懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあっては、これを省略することができる。) 及び昭和 46 年告示付表 7 に掲げる方法
ほう素	検液 1 リットルにつき 1 ミ リグラム以下	規格 47. 1、47. 3 又は 47. 4 に定める方法
1, 4-ジオキ サン	検液 1 リットルにつき 0.05 ミリグラム以下	昭和 46 年告示付表 8 に掲げる方法

備考

- 1 基準値の欄中検液中濃度に係るものにあつては、土壤の汚染に係る環境基準について (平成 3 年環境庁告示第 46 号) 付表に掲げる方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。この場合において、同表中「土壤」とあるのは、「土砂等」と読み替えるものとする。
- 2 基準値の欄中「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合に

において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

3 有機燐(りん)とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nをいう。

4 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2により測定されたシス体の濃度と日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。

（表）

小規模特定事業届

年 月 日

野木町長 様

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）  
 届出者 氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）  
 電話番号

野木町土砂等の埋立て等による土壌の汚染の防止に関する条例第8条の規定により、関係書類を添付して次のとおり届け出ます。

小規模特定事業場の位置及び面積	地番	小規模特定事業場の面積 （実測） m <sup>2</sup> うち小規模特定事業区域の面積 （実測） m <sup>2</sup>
小規模特定事業に供する施設の設置計画・・・別添のとおり		
小規模特定事業の目的		
小規模特定事業の施工を管理する事務所の所在地	（電話番号）	
現場管理責任者の氏名		
小規模特定事業に使用される土砂等の量	土砂等の量 m <sup>3</sup>	
小規模特定事業の期間	年 月 日～ 年 月 日	
小規模特定事業が完了した場合の小規模特定事業区域の構造・・・別添図面 のとおり		
小規模特定事業に使用する土砂等の採取場所並びに当該採取場所からの搬入予定量及び搬入計画・・・別紙のとおり		



別記様式第2号（第4条関係）

小規模特定事業場の周辺地域の生活環境の保全のために必要な措置に関する計画書

項 目	内 容
1 粉じんの飛散及び雨水等の流出の防止措置	
2 騒音及び振動の防止措置	
3 交通安全等措置	
4 その他	

備考

- 1 粉じんの飛散及び雨水等の流出の防止措置の欄については、土砂等の埋立て等によって生ずる粉じんの周辺への飛散を防止する措置、小規模特定事業場における雨水等の排水に関する措置等を記載すること。
- 2 騒音及び振動の防止措置の欄については、土砂等の埋立て等によって生ずる騒音及び振動に対する措置、搬入車両等の騒音及び振動に対する措置を記載すること。
- 3 交通安全等措置の欄については、搬入車両の通行時における交通の安全を図る措置、搬入路の損壊を防止する措置等を記載すること。

（表）

小規模特定事業（小規模一時堆積事業）届

年 月 日

野木町長 様

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）  
届出者 氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）  
電話番号

野木町土砂等の埋立て等による土壌の汚染の防止に関する条例第8条の規定により、関係書類を添付して次のとおり届け出ます。

小規模特定事業場の位置及び面積	地番	小規模特定事業場の面積 (実測) m <sup>2</sup> うち小規模特定事業区域の面積 (実測) m <sup>2</sup>	
小規模特定事業に供する施設の設置計画・・・別添のとおり			
小規模特定事業の目的			
小規模特定事業の施工を管理する事務所の所在地	(電話番号)		
現場管理責任者の氏名			
小規模特定事業に使用される土砂等の年間の搬入予定量及び搬出予定量	年間の搬入予定量	m <sup>3</sup>	1日平均 m <sup>3</sup>
	年間の搬出予定量	m <sup>3</sup>	1日平均 m <sup>3</sup>
小規模特定事業の期間	年 月 日～	年 月 日	
小規模特定事業に供する施設及び土砂等の堆積の構造・・・別添図面 のとおり			

(裏)

添 付 書 類	<ol style="list-style-type: none"><li>1 届出者の住民票の写し又は個人番号カードの写し（法人にあつては、登記事項証明書）</li><li>2 小規模特定事業場の位置を示す縮尺1万分の1以上の図面並びに小規模特定事業場及びその周辺の状況を示す見取図</li><li>3 小規模特定事業場の土地の登記事項証明書及び公図の写し</li><li>4 小規模特定事業場の周辺地域の生活環境の保全のために必要な措置に関する計画書</li><li>5 小規模特定事業が法令等に基づく許認可等を要する行為に該当する場合にあつては、当該許認可等を受けていることを証する書面又は当該許認可等の申請の状況を明らかにした書面</li><li>6 小規模特定事業場の平面図及び断面図（土砂等の堆積が最大となった場合の当該堆積の構造が確認できるものに限る。）</li><li>7 その他</li></ol>
------------------	--

公共的団体認定申請書

年 月 日

野木町長 様

主たる事務所の所在地  
申請者 名称及び代表者の氏名  
電話番号

野木町土砂等の埋立て等による土壌の汚染の防止に関する条例施行規則第5条第2項の規定により、公共的団体の認定を受けたいので、次のとおり申請します。

1 申請者の資本金、基本金その他これらに準ずるものの出資総額及び出資者のうち地方公共団体別の出資金額

(1) 出資総額 千円（ 年 月 日現在）

(2) 地方公共団体別出資金額

地方公共団体名	出資金額
	千円
	千円
	千円
合 計	千円

2 土砂等の埋立て等に係る事業の実績

3 添付書類

- (1) 定款又は寄附行為
- (2) 登記事項証明書
- (3) 事業報告書、損益計算書及び貸借対照表

（表）

### 小規模特定事業変更届

年 月 日

野木町長 様

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）  
届出者 氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）  
電話番号

年 月 日付けで届け出た小規模特定事業の計画について変更したいので、野木町土砂等の埋立て等による土壌の汚染の防止に関する条例第9条第1項の規定により、関係書類を添付して次のとおり届け出ます。

	変 更 後	変 更 前
変更する事項の内容		
変更の理由		

(裏)

添 付 書 類	<p>次に掲げる書類のうち添付してある書類について、○印を付すること。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 小規模特定事業場の位置を示す縮尺1万分の1以上の図面並びに小規模特定事業場及びその周辺の状況を示す見取図</li><li>2 小規模特定事業場の平面図及び断面図（小規模特定事業の施工の前後の構造が確認できるものに限り、一時堆積事業にあつては、土砂等の堆積が最大となった場合の構造が確認できるものに限る。）</li><li>3 小規模特定事業場の土地の登記事項証明書及び公図の写し</li><li>4 小規模特定事業に使用される土砂等の予定量の計算書</li><li>5 小規模特定事業場の周辺地域の生活環境の保全のために必要な措置に関する計画書</li><li>6 小規模特定事業が法令等に基づく許認可等を要する行為に該当する場合にあつては、当該許認可等を受けていることを証する書面又は当該許認可等の申請の状況を明らかにした書面</li><li>7 その他</li></ol>
------------------	--

別記様式第6号 (第7条関係)

小規模特定事業軽微変更届

年 月 日

野木町長 様

住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)  
届出者 氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)  
電話番号

年 月 日付で届け出た小規模特定事業の計画について変更したので、野木町土砂等の埋立等による土壌の汚染の防止に関する条例第9条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

変 更 事 項	
変 更 後	
変 更 前	
変 更 年 月 日	

備考 氏名又は住所の変更の場合にあっては住民票の写し又は個人番号カードの写しを、法人の名称、代表者又は主たる事務所の所在地の変更の場合にあっては登記事項証明書を添付すること。

## 土 砂 等 搬 入 届

年 月 日

野木町長 様

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）  
届出者 氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）  
電話番号

年 月 日付けで届け出た小規模特定事業について土砂等を搬入したいので、野木町土砂等の埋立て等による土壌の汚染の防止に関する条例第10条の規定により、関係書類を添付して次のとおり届け出ます。

土 砂 等 の 採 取 場 所	
地質検査の試料を採取した地点を明らかにした土砂等の採取場所の位置図及び土砂等の採取場所の現場写真・・・別添のとおり	
土砂等の採取場所の工事名等	
地質検査の試料の採取状況・・・別添のとおり	
地質検査の結果・・・別添のとおり	
土砂等の安全基準適合性の有無	
土 砂 等 の 搬 入 予 定 量	$m^3$ うち今回の搬入量 <span style="float: right;"><math>m^3</math></span>
土 砂 等 の 搬 入 期 間	年 月 日～ 年 月 日
土砂等の運搬事業者名	

## 土砂等発生元証明書

年 月 日

\_\_\_\_\_様

住 所

発生元事業者 事業者名

代表者又は現場責任者

印

電話番号

次の工事等から発生する土砂等について、次のとおり処分することといたしました。

なお、これらの土砂等は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第1項に規定する廃棄物ではありません。

工 事 等 名	
工 事 等 施 工 場 所	
発 注 者	
工 事 等 施 工 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日
当該工事等に係る土砂等発生量	m <sup>3</sup> （うち処分契約量 m <sup>3</sup> ）
今回の証明に係る土砂等の量	m <sup>3</sup> （5,000 m <sup>3</sup> 以内）
発生土砂等の計量 証明書の有無	
発生土砂等の区分	
発生土砂等運搬契約者	住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地） 氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）
発生土砂等最終処分事業者	住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地） 氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

備考 発生土砂等の区分の欄には、建設業に属する事業を行う者の再資源化の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令別表第1に規定する区分を記載すること。

# 検査試料採取調書

年 月 日

住 所  
採取者 所 属  
職 氏 名 印  
電話番号

別添計量証明書（地質・水質）の検査試料を次のとおり採取しました。

検 体 区 分	
報 告 区 分	地質（搬入・定期・完了） 水質（定期・完了）
採 取 年 月 日	
採 取 日 の 天 候	
地質分析の場合の 採 取 深 度	

備考 検体区分の欄には、この調書に係る計量証明書に記載された発行番号等を記載すること。

別記様式第10号 (第9条関係)

土砂等管理台帳(搬入用) (年月分)

小規模特定事業届出者名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)	小規模特定事業届出年月日 (小規模特定事業の期間)	小規模特定事業場の位置 (小規模特定事業区域の面積)	小規模特定事業に使用される土砂等の量 (小規模一時堆積事業にあっては、土砂等の年間の搬入予定量) (m <sup>3</sup> )	現場管理責任者 氏名
	年 月 日 ( 年 月 日～ 年 月 日)	( m <sup>2</sup> )		

土砂等の採取場所 (一時堆積場)	土砂等の採取場所の事業者の氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)	土砂等の採取場所に係る 工事等の内容	土砂等の採取場所に係る 工事等の責任者の氏名

日 付	土砂等の1日当たりの搬入量 (m <sup>3</sup> )	備 考
前月までの 累 計		
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		
11		
12		
13		
14		
15		
16		
17		
18		
19		
20		
21		
22		
23		
24		
25		
26		
27		
28		
29		
30		
31		
計		
累 計		

備考

- 1 この土砂等管理台帳(搬入用)は、採取場所ごとに作成すること。
- 2 備考の欄には、土砂等搬入届出年月日を記入すること。
- 3 各欄に記入しきれない場合は、この様式に準じて別紙に記入し、添付すること。

別記様式第11号 (第9条関係)

土砂等管理台帳(搬出用) (年 月分)

小規模特定事業届出者名 (法人にあっては、名称及び代表者の 氏名)	小規模特定事業届出年月日 (小規模特定事業の期間)	小規模特定事業場の位置 (小規模特定事業区域の面 積)	小規模特定事業に使用され る土砂等の年間の搬出予定 量 (m <sup>3</sup> )	現場管理責任者 氏名
	年 月 日 ( 年 月 日～ 年 月 日)	( m <sup>2</sup> )		

日 付	搬出先・土砂等の1日当たりの搬出量 (m <sup>3</sup> )				備 考
	搬出先	搬出先	搬出先	計	
前月までの 累 計					
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					
31					
計					
累 計					

備考 各欄に記入しきれない場合は、この様式に準じて別紙に記入し、添付すること。

小規模特定事業状況報告書

年 月 日

野木町長 様

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

報告者 氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

野木町土砂等の埋立て等による土壌の汚染の防止に関する条例第11条第2項の規定により、小規模特定事業の状況を次のとおり報告します。

小規模特定事業届出年月日	年 月 日				
小規模特定事業区域の面積	㎡（うち実施済面積 ㎡）				
小規模特定事業に使用される土砂等の量	㎡（うち実施済量 ㎡）				
今回の報告に係る期間	年 月 日 ～ 年 月 日				
採取場所・工事名等	搬入予定量 ㎡	前回累計量 ㎡	今回報告量 ㎡	累計量 ㎡	備考
合計					



別記様式第14号（第12条関係）

小規模特定事業水質検査等報告書

年 月 日

野木町長 様

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）  
報告者 氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）  
電話番号

野木町土砂等の埋立て等による土壌の汚染の防止に関する条例第12条第1項（第17条第2項）の規定により、水質等の検査結果を次のとおり報告します。

小規模特定事業届出年月日	年 月 日
排水及び土砂等の採取場所・・・別添図面及び現場写真のとおり	
水質に係る計量証明書・・・別添のとおり	
地質に係る計量証明書・・・別添のとおり	

備考 不要な部分を線で消すこと。

小規模特定事業完了届

年 月 日

野木町長 様

住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)  
届出者 氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)  
電話番号

小規模特定事業が完了したので、野木町土砂等の埋立て等による土壌の汚染の防止に関する条例第17条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

小規模特定事業届出年月日	年 月 日
小規模特定事業の期間等	事業期間 年 月 日 ~ 年 月 日
	完了期日 年 月 日

別記様式第16号（第17条関係）

（表）

	9 cm	
	身 分 証 明 書	
		第 号
6 cm	<div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100%; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="border: 1px solid black; width: 60%; height: 60%; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright; margin-right: 10px;">写 真</div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;">押 出 スタンプ</div> </div> </div>	所属 職名 氏名
		年 月 日生
	上記の者は、野木町土砂等の埋立て等による土壌の汚染の防止に関する 条例第22条第1項の規定により立入検査を行う者であることを証明す る。	
	年 月 日	
	野木町長	印

別記様式第16号（第17条関係）

（裏）

野木町土砂等の埋立て等による土壌の汚染の  
防止に関する条例抜粋

（立入検査等）

第22条 町は、この条例の施行に必要な限度において、土砂等の埋立て等を行う者（土砂等を小規模特定事業区域に搬入した者又は土砂等の埋立て等をするを要求し、依頼し、若しくは唆し、若しくは土砂等の埋立て等をするを助けた者を含む。以下同じ。）に対し報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に土砂等の埋立て等を行う者の事務所、事業場その他その土砂等の埋立て等を行う場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者にこれを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。